

内閣委員会 議録 第二十二号

昭和二十九年四月九日(金曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事 江藤 夏雄君 理事 大村 清一君

理事 平井 義一君 理事 高瀬 傳君

理事 下川 義太郎君 理事 鈴木 義男君

大久保 武雄君 永田 良吉君

船田 中君 山崎 巖君

須藤 彌吉郎君 栗山 博君

其田 邦三君 飛鳥 田一雄君

田中 稔男君 中村 高一君

松前 重義君 中村 梅吉君

辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 木村 篤太郎君

出席政府委員

保安政務次官 前田 正男君

保安庁次長 増原 惠吉君

保安庁長官官房長 上村 健太郎君

保安庁局長 (人事局長) 加藤 陽三君

外務政務次官 小瀬 彬君

委員外の出席者

専門員 亀井 川 浩君

専門員 小関 紹夫君

四月七日

委員山本正一君辞任につき、その補

欠として生田宏一君が議長の指名で

委員に選任された。

同月八日

委員生田宏一君辞任につき、その補

欠として山本正一君が議長の指名で

委員に選任された。

同月九日

山本正一君が理事に補欠当選した。

本日の会議に付した事件

理事の互選

防衛庁設置法案(内閣提出第九四号)

自衛隊法案(内閣提出第九五号)

○稲村委員長 これより開会いたしま

す。

本日の議事に入ります前にお諮りい

たします。理事でありました山本正

一君が去る七日委員を辞任され、昨八

日再び委員に選任されました。つき

ましては、山本正一君を再び理事に選

任いたしたいと存じますが、御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議がなければさよ

う決定いたします。

○稲村委員長 それではこれより防衛

庁設置法案及び自衛隊法案の両案を一

括議題とし質疑を続行いたします。松

前重義君。

○松前委員 私は事務当局の方からで

けつこうであります。最初に自衛隊

法案につきまして、その次に防衛庁設

置法案につきまして質問いたしたい

と思います。その質問に對しては、一

は、一応この条文に従つて質問いたし

ますので、簡潔にお答え願ひたいと思

います。それが済みましてから總括的

に質問をいたしたいと思うのでありま

す。

自衛隊法案の第十條の三、これに

「管区隊は、管区總監部及び連隊その

他の直轄部隊から成る。」こういうこ

とを言ひてありますが、この連隊とか

直轄部隊とかいうようなものの編成に

つきまして、簡単に答えを願ひたい

と思います。

○加藤政府委員 私からお答え申し上げ

ます。管区隊には管区總監部のほ

か、普通科連隊それから特科連隊及び

直轄部隊そのほか施設大隊、衛生大

隊、補給中隊、武器中隊、通信中隊、

偵察中隊、こういうようなものからな

つております。

○松前委員 この普通科、特科、施設、

補給その他の部隊であります。大体

普通科、特科、施設が中心になると思

うております。これらの装備について

簡単に御説明を願ひたいと思ひます。

○増原政府委員 普通科連隊は連隊本

部のほかに大隊が三つからなつてお

ります。特科の方は連隊本部のほかに大

隊は五つが一般であります。装備の表

を裏はきよう持つて参つておりません

ので、後ほど資料として差上げるよう

にしたいと思ひます。

○松前委員 大体のところは御説明願

ひます。さういふところから、御説明願

ひたい。小銃その他を何ちよ

う持つておられるというところはちよ

と今申し上げかねるのであります。普通

科連隊で持つておられますものは、わ

ゆる小銃であるカービン銃、ライフル

銃、それからこれは日本のものであり

ますが、九九式の小銃、自動小銃、軽

機銃、重機銃、ロケット・ラン

チ、いわゆるバズーカ、迫撃砲そ

ういふものを普通科の部隊で持つてお

りまして、特科は百五ミリ、百五十五

ミリの榴弾砲、これは一個中隊に今は六

門持つておりますが、そういうものが

主たるものであります。

○松前委員 施設部隊はどういう装備

でしようか。

○増原政府委員 施設部隊は相当の重

器材を持つております。たとえばブル

ドーザー、グレーダー、レッツカーダ

ン、カー等、もとより普通の二トン

半トラックも持つております。これは

六輪駆動のものを主として装備してお

ります。そのほかベリリー橋、あるいは

浮橋等の器材を持つております。

○松前委員 昔のいわゆる戦車、今は

特車と言つておりますが、あれは特科

の中にはないのですか。

○増原政府委員 何といひますか、軽

戦車というべきものが、普通科連隊の

偵察中隊にありますが、そのほかは方

隊直轄の特車群に戦車を持つておりま

す。普通管区隊は普通科連隊の特車隊

に持つております。

なお総いて御説明申し上げます。保

安隊の装備品の主要なるものとして

は、これは一管区隊ごとになつてあり

ませんが、全体として自動銃が九千

五百、カービン、いわゆる騎銃が七万

三百、小銃が二万二千三百、自動小銃

三千、短機関銃千六百、軽機関銃八百、

重機関銃千五百、四十ミリ高射機関銃

二十、二・三六インチのロケット発射

筒五千、三・五インチのもの三百四

十、五十七ミリの無反動砲が十、七十

五ミリの無反動砲が十、六十ミリ迫撃

砲が三百八十、八十一ミリ迫撃砲が四

百七十、七十五ミリ榴弾砲が四十五、

百五十五ミリ榴弾砲が五十七、百五十五

ミリが七十、八インチ榴弾砲が二十七、

百五十五ミリの砲、いわゆるカノンが

十二、ハーフ・トラック、これは高射機

関銃を持つておりますが四百、特車、

軽中合わせまして三百四十、軽飛行機

五十、以上であります。これは後ほど

印刷物として差上げます。

○松前委員 そのほかレーダー等の地

上施設はありますか。そういう部隊

は通信部隊に入つておるのですか。

○増原政府委員 通信器材としては御

質問外であります。野外の無線機が

購入貸与を合せて六十二。なお先

ほど申し上げたものはみな貸与であ

ります。それから車載無線機千二百六

十、野外電話機が八千七百八十余り

あります。現在レーダーは陸にお

てはまだ持つておりません。

○松前委員 レーダーは当然ある程度

必要だと思つて、このような自衛隊を

おつくりになると思ふのであります。

さうであるならば当然必要になるだ

ろと思ふのですが、これはアメリカの

ものをお使いになるおつもりですか、

それともアメリカのごやつかいにな

つて、その情報によつて作戦その他を

やりになるおつもりですか。

○増原政府委員 レーダーにつきま

しては、現在さう考へられませんが

第一類第一号

内閣委員会議録第二十二号

昭和二十九年四月九日

のは、高射砲に付随するレーダーと沿岸等に配置するレーダーがあります。レーダーを付随する高射砲は、そうした大体九十ミリ以上の高射砲になりますが、一そいとして貸与を受ける期待をいたしております、十分見込みを持つておるわけであります。これが参りますと、これを操作をするようになります。沿岸等に配置するレーダーは、二十九年度予算で千五百名の制服隊員をお願いして予算は通過したわけでありますが、法案で人員の増加をお願いしてあるわけであります。これもつて二十九年度からレーダーの操作を始めて行くようにしたい、こういう予定があります。

○松前委員 次に、三十八条に移ります。三十八条の第四号に「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」とありますが、このうちで「政府を暴力で破壊することを主張する政党」というのは何であるか、「その他の団体」とは何であるか、これを御説明願いたいと思います。

○加藤政府委員　この三十八条の規定は、一般職につきましての国家公務員法に規定してあります事項と同じことを規定してあるのでありますして、第四号につきましては「日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体」、こういうふうに解しております。「その他の団体」とありますのは政党以外の団体というふうに解釈いたしましたしております。

○松前委員　具体的にはたとえばどういう政党、団体でありますか。

○加藤政府委員　これは政府の権限のある機関で認定するものでありますけれども、ただいまのところ異体的な団体等については承知いたしておりません。

○松前委員　その次には六十一條であります。六十一條の第一項の「隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問はず、これらの行為に關与し、あるいは選挙權の行使を除く外、政令で定める政治的行為をしてはならない。」という中で、政治的行為というのはどういふふうに政令でお定めになるつもりであるか伺いたいのであります。

○加藤政府委員　これも國家公務員法の第百二條に平仄を合せて規定した條項でございます。この「政令で定める政治的行爲」とありますのは、一般職の國家公務員につきましては人事院規則の十四の七というのできめておるのであります。私どもの方の職員は一般職の職員でありますので人事院規則の適用がありませんから、特に人事院規則にかわるべきものとして政令で

定めるという建前をとつております。今具体的に考へておりますことは、保安庁施行令の第六十五條に規定してあるようなことであります。

○松前委員 この政治的行為の問題については、あとで罰則を設けてあるようであります。それが、それと関連性があるのか、もし関連性があるとするならば、人事院規則とは別個なものではないかならぬと思うのですが、いかがですか。

○加藤政府委員 この条項の違反に對

する罰則の關係は、国家公務員法におけると同様に考えております。

○松前委員　一応何うだけ伺つてあとで申し上げることにして、次には予備自衛官、この予備自衛官につきましては政治的行為は自由でありますか。別に規定もないようでありますので、多分自由であるかとも思われるのですが、いかがですか。

○加藤政府委員　予備自衛官に関する政治的行為の点につきましては、第七十五條に書いてあるのであります。第七十五條の第一項におきまして、第六十一條の規定は予備自衛官には適用しないとしております。但し同項に但書がございます。但し、第六十一條第一項の規定は、第七十一條第一項の規定による訓練招集命令により招集されている予備自衛官については、適

用があるものとす。」すなわち一般的には予備自衛官には政治的行爲の制限の規定は適用されないものでありますが、その者が訓練招集命令を受けまして、訓練のため自衛隊の部隊に入っております間は、六十一条の第一項の規定は適用する、こういう趣旨であります。

○松前委員 その次は六十八条の第三項、その一番最後のところに「一年以内の期間を限り、その者の任用期間を延長することができ。」と書いてあります。この一年以内の期間を限つてその者の任用期間を延長するということは、これは強制的に延長されるのであるか、本人の希望によつて延長されるのであるか、このことを伺いたい。

○加藤政府委員 これは前会増原次長からもお答えがありました通り、特に自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及

ほすと認めますときに、一年以内の期間を限りまして、その者の意思にかかわらず任用期間を延長するという趣旨でございます。

○松前委員 この規定は、場合によつては憲法第二十二條の職業の自由といふ條章に牴觸するおそれがあると思うのであります、いかがでありますか。

○加藤政府委員　これも前会増原次長から御説明があつたのでございますが、私どもは憲法違反とは考えておりません。公共の福祉のためにする制限は憲法も認めておるところでありまして、たとえば船員法に、何条でありましたか忘れましたが、船員の任用期間が満了する際におきまして、たゞ、外国の港を航海中であるといふような場合におきましては、当然そ

の任用期間にある程度延長するということがあるのでありまして、自衛隊はこういうふうな必要な場合に行動するために設けられておるものでありますから、かような規定を置くことは憲法違反ではない。また予備自衛官はこういう条件を承知した上で予備自衛官になるのでありますから、そういう点から申し上げまして、憲法に抵触しない、かように考えております。

○松前委員 第百条「長官は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、地方公共団体その他の政令で定めるものの土木工事、通信工事その他の政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。」このことを伺いたい。そうして、その第二項には「前項の事業の受託に關し必要な事項は、政令で定める。」要するにこの項では、自衛隊の訓練の目的に

適合する場合においてのみ、国あるいは地方公共団体のしかるべき工事に對して、その委託を受けて実施する、こういうことであり、その内容は政令で

定める、こういうふうに書いてあります。が、これらの工事の目的が自衛隊の訓練の目的に適合する場合に限つてのみおやりになるのであつて、国として必要な場合においては土木工事、通信工事、その他の工事をやる、このように書いてないのでありますが、これは狭義に解釈して、自衛隊の訓練の目的だけを目標としておやりになるのであるかどうかを伺いたいと思うのであります。

○増原政府委員　これは解釈の問題としましては、現在必ずしも狭義に解釈するという方針を長官としてはとっておりませんで、訓練の目的を阻害しない場合は、というふうなつもりで長官としては運用をいたしたいと考えておるわけであります。但し自衛隊はそれぞれ、訓練計画を持ちまして、どの期間どの期間をもつて一応どの程度の訓練目標を達成するという目的をもつて国のためにやつておりますので、その計画を全然達成できないような形において、こうした事業を引受けるわけには参らないのであります。従いまして

この「目的に適合する」というのは、きわめて狭義に解釈するという趣旨は長官としてはとつておられないわけであります。

○松前委員 百一条について伺います。「自衛隊と海上保安庁、航空保安事務所、気象官署、地理調査所、日本国有鉄道及び日本電信電話公社」（以下本条中「海上保安庁等」という。）は、相互に常に緊密な連絡を保たなければ

ならない。」これは何か委員会か、あるいはまた何らかの常置機関を——機関と申しますか、そのような会議体のようなものを設置して、それによつて運営して行こうとされるのかどうかを伺いたいと思ひます。

○増原政府委員 ただいまのところ、特に常設の会議体のようなものを持つというふうには考えておりませんで、時々密接な連絡を保つということに参りたいと思ひます。

○松前委員 密接な連絡は当然のことだらうと思ひますが、一応書いてありますから異議をはさむものではありせん。

百十二条の「電波法第百四條の規定にかかわらず、同法の規定のうち、無線局の免許及び検査並びに無線従事者に関するものは、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合については、適用しない。」すなわち電波法百四條の規定がどうであつても、自衛隊のレーダー及び移動無線などに對しては、これを適用しない、こういうふうに書いてあります。が、電波監理局の方はおいでになりませんか。——これは電波監理局との話し合ひはどういうふうになつておるのでありますでしょうか。

○加藤政府委員 この法律の作成につきましても、電波監理局の方とも十分な話し合ひ済みでございます。規定の内容といたしましては、現在の保安庁法におきまして、移動無線局について、すでにこの百四條の規定にかかわらず適用しないことをきめておられますので、今回はさらに固定のレーダーにつきましても、電波法の適用除外を追加したい。これは先ほども

増原次長から御答弁がありました。が、レーダー関係の設備が加わります。つれまじつて改正追加したいと思ひます。であります。

○松前委員 第九章の罰則、百十八條、百十九條に書いてあります。内容は読み上げません。このような罰則が設けられてあります。このようないわゆる秘密を漏らした者とか、違反した者とか、こういうふうな行為に對して、これを認定する機関、しかるべき軍法會議といふようなものが昔はありました。が、こういう具体的な何らかの機関をお持ちになるつもりであるかどうか、伺いたいと思ひます。

○増原政府委員 これらの罰則は、すべて他の罰則の捜査、訴追、裁判等と同様でありまして、通常の刑事訴訟法に従ひまして訴追され、裁判によつて裁判をされる。保安庁にこのためにいゝゆる軍法會議式のもの設けるといふ趣旨は持つておりません。

○松前委員 次は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法、これはこの委員会にかかつておられかと思ひますけれども、内容について関連してありますから伺いたいと思ひます。その第一條の第三項に「この法律において「防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこの法律の事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいふ」と書いてあります。「公になつていない」といふことはどういふことでありました。これは非常に重大なところでありまして、この範圍を明確にしなければ非常に迷惑をする者がたくさん出て来ると思ひますが、承つておきたいと思ひます。

○増原政府委員 「公になつていない」と申しますのは、一般的に言いますと、通常の概念で御判定を願うはかないのであります。が、不特定多数の者に知られておる場合には公になつておる。業務上この秘密を知る地位にありまされる者が相当多数を知つておつても、これは公になつておるとは申せませんが、不特定多数の者に知られたつておる場合には、公になつておるといふことになりま。そうしてこれはこの条文だけではありません。他の条文と關係をいたしますが、公になつておるといふことは、それが正当な手段によつて公になつておる場合のみならず、違法、不当の手段によつて公になりましてこの場合防衛秘密とは言わないといふ建前で、この「公になつていない」といふ言葉をに入れておるわけでありま。公の認定は、不特定多数の者に知れ渡つていないといふことでありまして、通常健全な常識によつて判断するほかはないかと思ひます。そしてこの防衛秘密を保護しますための措置として、第二條に「防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする」といふことを、秘密でないものは秘密でないといふ措置をとるよう法律において規定を置いておるわけでありま。

○松前委員 たえばアメリカにおいて雑誌その他に出て、日本では雑誌なんかに出ていない。こういうような場合、たとえば武器の科学的な秘密というやうなものは、これは公になつておると認定されるのであります。か、なつていないと認定されますか。

○増原政府委員 アメリカの雑誌においてそういう公になつておりますものは、この法律におきましては公になつていないものであります。

○松前委員 次にやはり第三項の「イ」に「構造または性能」と書いてあります。性能というものは非常に範圍が広いのであります。性能というものはどういふものであるか。それからこの項目で「品目及び数量」と書いてある。品目の名前を知つておるといふこともまた秘密漏洩になるか、こういう内容について御説明願ひたいと思ひます。何となれば、「構造又は性能」と書いてあります。この性能といふものは非常に広汎なものであります。から、こうなる学者などは論文一つ書けなくなつてしまふおそれがある。論文を書いたら必ず秘密保護法でやられる、こういうことに相なるのであります。品目の問題もまた同じであります。こういう点について御説明を願ひたい。

○増原政府委員 性能といふのはいわゆる性能でありまして、能力といふやうにも見えていと思ひます。であります。が、一例を以て言ひます。ならば、初速が何キロメートル有効射程が何キロメートルであるといふやうなもので、これは一つの性能に相なるわけでありま。しかしこれは構造または性能で公になつていないもの、すなわち秘密とすることを必要として秘密する措置を講じていないものは、この秘密には該当いたさないわけでありま。およそアメリカからMSA協定、船舶貸借協定で借りたものの全部の構造、性能というわけでございます。そのうちで国の安全あるいは國の

防衛のために必要なものというものを、いわゆる秘密にするわけでありま。その他のものはこれを秘密する必要なしとして公にするわけでありま。から、何でもそれに触れて書いていたらこの法律に當てはまるというものでは全然ございせん。品目の場合は品目及び数量、兩者であります。品目のみではこの条項に當てはまりません。数量のみでも當てはまりません。品目及び数量兩者そろつて當てはまる場合がありま。が、これもまたより防衛秘密として秘密を必要とするものについてのみであります。一般の雑誌その他によりいろいろそういう資料を収集して勉強をされて論文を書かれるといふやうなものは、全然この法律には該当いたしません。

○松前委員 第二條の二行目に書いてあります「関係者に通知する等防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。」この関係者といふのは、どういふ人でありま。保安庁の人だけであるか、それとも外部にまでも及ぶのであるかといふことを伺ひたい。

○増原政府委員 関係者といふのは、保安庁においてこういう秘密のいろいろ、装備品等を扱います者はもとより、いろいろの製造業者等でもこうした装備品等の修繕をするといふやうなことを請負いました者等に對しては、関係者としてこれに通知するといふことに相なります。単に保安庁の關係者のみではございせん。

○松前委員 具体的に申しますれば、關係各省の關係者あるいはまたその武器をつくらつておる製造会社の従業員、諸君、こういうものも含むのであります。よろうか。

○増原政府委員 関係各省におきましても、この防衛秘密に職務として関係のあるものはこの関係者になりますし、製造業者、その関係の工員でこうした装備品をたどる修繕をするとか、あるいは新しい情報に基いてこれを製造するとかというふうなことを業として行います者は、この関係者に該当をいたします。

○松前委員 非常に広いわけでありまして、たいへんなことになるような感じがするのでありますが、その次に第三條の第一項に「又は不当な方法で、防衛秘密を漏らし、又は収集した者」とあるが、この「不当な方法」というのはどういう方法であるか、非常に漠然とした表現であります、どういふこととあります。

○増原政府委員 「不当な方法」ということは、終極は健全な常識によつて裁判所が判断したところと思ひますが、これは不法な方法をもとより含みます。不法な方法も不当な方法の中に含みますが、金銭をもつて誘惑をするとか、欺罔手段を講ずるとか、あるいは柵その他があつて人の明瞭に監視してゐる中に、いわゆる家宅侵入の方法で入つて来て、そうした秘密を探るような方法は、例示として申し上げられる不当な方法であります。

○松前委員 その第二項に「通常不当な方法によらなければ探知し又は収集することのできないようなものを他人に漏らした者」というように「通常不当な方法」ということが書いてあります。前の方は「不当な方法」と書いてあるが、どういふふうに違ふのであります。

○増原政府委員 前の方は、秘密を探

知し、収集する者について規定いたしましたものであります。これは探知し収集しただけでこの罪に該当するわけであり、第二号は秘密を漏らした罪であります。秘密を漏らします場合には、通常不当な方法によらなければ探知し、または収集することができないようなものを漏らした場合にのみ罰するといふ趣旨であります。通常不当な方法によらなければ探知し収集できないといふようなものは、たとえて申しますれば、この秘密を取扱つております公務員が、故意あるいは過失をもちまして秘密を漏らす、これは通常は、その公務員故意、過失がないような場合には探知収集できないようなものである、そうしてもとよりそれを漏らした公務員は、三号その他によりまして業務上の秘密漏洩として処罰されるわけであり、その場合それを聞いた方は、すなわち探知収集しただけでは罪になりません。その場合には方法は一定平穩な方法でありますから、しかしながら、その知りし秘密は通常不当な方法によらなければ探知できないような秘密であるわけであり、その中で、これを他人に漏らしした場合に、その人はこの法条に觸れる。単に聞いて自分の頭の中にしまつておる時分には、一号には全然該当いたしません。漏らした場合には第二号に該当する。さらにはまた公務員がこうした秘密の書類を持つておつて、たとえば略圖をして電車の中にカバンを忘れて来た、これを拾得した人は一定不当な方法ではないわけであり、拾得をした中をあけて見て、秘密なものがあつたことを知つた、そうしてそれが通常不当な方法によらなければ

ば探知、収集できないようなものであつたといふ認識をその人が持つた場合で、その秘密を漏らした場合にこの第二号に該当する、こゝういふ趣旨の条文であります。

○松前委員 この問題は非常に重要だと思ひます。限界点が非常にあいまいでありますので、あとでまた論議することといたします。

次は防衛庁設置法案についてお尋ねいたします。第一條に「国防會議の設置」とあります。これはしばしば「質問も出たようであり、今までの戦時中にも使われておりましたような、いわゆる国防會議」とは、今までの戦時中にも使われておりましたような、いわゆる国防會議、すなわち國際情勢その他から、あるいはまた国力、平和産業を通じての生産力とか、こゝういふ面を背景にした広義國防の意味であるか、あるいはまた単なる、狹義の作戰會議の意味であるか、お伺ひしたいと思います。

○増原政府委員 国防會議につきま

は、第三條、国防會議」とし、四十二條以降に規定をいたしております。国防に關する重要事項を審議する機關として、内閣に、国防會議を置き、ついでこれに諮る。その諮る事項は、「一、國防の基本方針、二、防衛計画の大綱、三、前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱、四、防衛出動の可否、五、その他内閣総理大臣が必要と認める国防に關する重要事項」というしたものを審議しまして、総理大臣の諮問に答えるといふ趣旨のものであります。

○松前委員 国防會議の構成要素ですが、これを構成する人々の資格と申しまするか条件は、特別の条件を考へておられるかどうか。どうしてこゝういふことを承るか申しますと、この前の保安庁法においては、従来の武官は保安庁の課長以上にはなれないということが規定してある。今度これは除いてあります。すなわち文武とわけないならば、大體武によつて占領——占領といふところと語弊がありますが、構成されるかつこゝうになるので、国防會議のメンバー選定の条件に、特別な考へがあたりであるかどうか承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 国防會議の構成メンバー、権限その他につきましては、別に法律をもつて定めたい、こゝ考へております。今その内容については慎重考慮中であり、ただわれわれ考へておりますところは、主として内閣における關係各大臣、それを考へておられるかどうか、また入れるとしてどういふ制限を置くべきかといふことについて、ただいま考慮中であります。いづれ成案を得ました上において十分な御検討を願ひたいと考へておるのであります。

○松前委員 防衛庁と保安庁との相違点。第四條におきましては、「防衛庁は、わが國の平和と獨立を守り、國の安全を保つことを目的とし」と書いてあります。保安庁の方では、「わが國の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し」とこゝういふふう書いてあります。これは憲法の問題にも當然觸れるのでありますが、「國の安全を保つことを目的とし」といふ中には、保安庁法の第四

條の中に書いてあります「秩序を維持し、人命及び財産を保護する」とこゝういふ意味のことが含まれておるのかどうか、そうしてまた外部からの侵略あるいは國內における暴力革命、こゝういふようなものに対して総合的に、防衛庁は國の安全を保つことを目的とするといふ意味において代表されて書かれて

思ひます。

○木村國務大臣 保安庁法におきましては、第四條で、わが國の平和と秩序を維持することを任務とする規定を設けてゐるのであります。要するに國內秩序を守ることを主とした規定でありまして、今度の防衛庁設置法案におきましては、それと同時に、外部からの不当な武力攻撃に対してもこれを排除するように両面から規定したものであります。これがすなわち國の安全を守るゆゑんであります。

○松前委員 第九條、「防衛庁に、参事官八人以上を置く」と書いてあります。この参事官といふのはまことにあいまいものたる存在のごとくに見えるのでありますが、一体どういふことをやるのでありましようか。ここに書いてあるのは五局であります。ですから八人は余るのであります。局長が全部参事官であるのか、あるいはまたその他の任務を持つておるのであるかどうか伺ひたいと思ひます。

○増原政府委員 防衛庁に置きます局は五局であります。そのほかに官房といふのがありまして、官房長と局長を合せて六人でございます。官房長、局長は参事官をもつて充てるといふふうになつておりまして、参事官のうちで

條の中に書いてあります「秩序を維持し、人命及び財産を保護する」とこゝういふ意味のことが含まれておるのかどうか、そうしてまた外部からの侵略あるいは國內における暴力革命、こゝういふようなものに対して総合的に、防衛庁は國の安全を保つことを目的とするといふ意味において代表されて書かれて

本は負けるであらう、また必ず負ける
ということを考えておつたところのゆゑ
えんはどこにあるかと言へば、それは

ち自衛隊の武器はほとんど全部 M S A によつてアメリカより補給されるものであります。もしも直接侵略に対処する場合に、この武器の補給をどこに求めるかという問題が起つて参るのであります。この武器の補給はどこに求めようとお考えになつておられるかを伺いたい。

○木村國務大臣 御承知の通り、現在の生産力並びに経済力をもつていたし、ましては、とうていわれ／＼が満足すべき武器というものは自衛隊に持たすことはできないのであります。まことに残念に思います。やむを得ずアメリカに協力を得なければならぬ。これがMSA援助協定を結んでアメリカから武器をもらい受けることになった次

第であります。しかしわれ／＼といったしましてはいつまでもかようなことであつてはならぬ。日本を外部からの侵略に対して守る手段といたしましては、どうしてもみずからの手によつてみずからを守る態勢を立て、自衛隊員に持たせる武器は日本でつくつたものを持たせたいと終始考えているのであります。しかし現段階においてはやむ

を得ません。一日も早く日本の国力を回復いたしまして、少くとも日本の自衛隊の持つ武器だけは日本自体でこれを補給したい、とこう考えております。

○松前委員　大体アメリカの補給にまづよりはかに道がないという結論のようであります。そうなりますと結局これは、どういう国が仮装敵国で

あるかは存じませんが、たとえば外部の侵略があつたという場合におきまして、アメリカの武器にたよらなければこの侵略は防止することができないという事になります。アメリカの補給が必要となる。MSAの協定は現在のところ武器の補給についての一定限度しか協定されてないようでありまして、その一定限度の倉庫にある武器をもつてはてしない消耗である直接侵略に対処できるとお考えになつてゐるかどうかをお伺いいたしたい。

○木村国務大臣 将来外部からの侵略がどの程度に参るかは予測できないのであります。しかもわれ／＼は時々刻々それらの点について当らなければならぬと考へております。日本の防衛はすなわちアジアの防衛であり、世界の平和に通ずるのであります。何としても日本の防衛はしなければならぬ。アメリカにおいてもまた日本の防衛は世界平和のためにやらなくちゃならぬという考へをもつて、日米安全保障条約ができたわけと考へております。従いましてアメリカがアジアの防衛ひいては世界の平和のために、日本の防衛力を強化することに一段の努力をそそいでいることは御承知の通りであります。それと同時にアメリカの駐留軍が日本の地域において駐留したまゝにして、日本のために防衛をするという事になつてゐるのであります。そこで外部からの侵略に対しては、むしろアメリカの駐留軍もこれを阻止することに全力をそそぐであらうし、またこれと同時に日本自身もあつて日本の安全のため外部からの侵略に対処する、両々相まつて日本の防衛の任にあたる

というわけでありまして。しかしながらわれ／＼今申し上げました通り、いつでもアメリカの手につくという事は、これは日本の国民感情からいへば、これは日本の国民感情からいへば、この事情からいへば許すことができませんから、一日も早く国力を回復して日本の手によつて日本を守る体制を立てて行きたい、こういうふうな考へてゐる次第であります。

○松前委員 そこでただいまの御説明ではアメリカは日本と共同作戦のもとにここに直接侵略に対処して行くという事でありまして。
〔委員長退席、下川委員長代理着席〕
共同作戦のもとに直接侵略に対処するという事ならば、私は当然これは全面的な第三次の世界大戦になるのではないかと考へます。ローカルな戦争ではあり得ないと思ひます。しかしこういう事になると仮定いたしますと、全面的な戦争の前途にはこの間からわれわれが問題にいたしておりました。わゆる原子力戦争というものが待つてゐるのであります。それで原子力の前には人類が全滅するものでありますから、戦争が起らないであらうということもまた有力な考へ方であらうと思ひます。しかし、しかしこれらの事態に當面いたしましたが、しかしこれらに當面いたしたとき、またそのような歴史的過程をたどつたとき、長官はどのような事態がここに起るであらうか、そして自衛隊はどのような意味において出動されるものであるか、これらの見解を少し伺ひたいと思ひます。

○木村国務大臣 ただいまの御質問は、要するに将来原子力を用いるような大きな戦争が起つた場合に、日本の自衛隊がどうなるかということであり

ますが、私は不幸にして将来第三次大戦が起つて原子力を双方で用いるような事になると、これは人類の破滅であらうと思ひます。そういうことがあつてはならぬ。万が一そういうことがあつてはならぬ。私はむしろ日本も善き込まれる。あるいはとうていわれわれの国防ということもこれは成り立たぬわけでありまして。しかし私はさうな原子力を用いるような大きな戦争はあつてはならぬし、また私個人の考へではなかつて考へております。しかしながら局部的のい／＼な争ひは生ずる。現に各所で起つてゐるのであります。インドシナの戦いにおいてはジェット機は用いてゐない。あゝいう戦いが起つてゐる。日本においては——どこか名前を指すことは別といたしまして、かりに第三国から不当な侵略がありとすると、必ずしも原子力をもつてやつて来るという事とは私は考へておりません。原子力以前のはいゆる局部の武力攻撃というものはあり得ると考へております。そういう場合にどうしていいか。いわゆる原子戦争以前のそういう事故発生之余地は十分あると考へております。それに対してわれわれは終始目を向けて日本の安全をはかつて行かなければならぬ。これが根本の考へ方でありまして。私は原子力戦争という事とは考へておりません。またさういふものはおそらく私はないものと思ひます。この原子力の出たことによつて、むしろ第三次の大戦争が行われないのじやないだらうかと私は考へております。

○松前委員 この問題は非常に防衛庁なりその他の重要な中心問題であらうと思ひます。しかし私は長官とは見解を多少異にするものであります。それはいふゆるあの朝鮮戦乱なるものはどういふ意味を持つてゐるかと言へば、朝鮮民族のある意味における解放運動であつたと私は思ふ。すなわち朝鮮の北と南の相互間に起つた一つの動きでありまして。それを中共とアメリカとお互にうしろだてをしてやつた戦争であつたと考へます。またインドシナの問題は、植民地であります。フランス軍に對する、ある意味においては、これは共産軍ではありますけれども民族解放の意味を持つてゐるのであります。そういうふうな民族解放のうしろだてをするい／＼な国家群がある場合において、今のようない／＼の争ひ合ひといふのが方々に起つて来るのであつて、日本のような国では、またここに民族解放、すなわち暴力革命のようなものが起つたといふことは、これは当然然私どもはこれに對処しなければならぬと思ふ。けれどもこれ以上外から日本に攻め込んで来るといううような動きは今後の世界には起り得ない。もしそういうことが起つたとするならば、アメリカが日本を援助し、またそのうしろだてで何かをするならば、当然第三次世界大戦にならざるを得ない、こういう解釈を持つてゐるのであります。従つてこの直接侵略という問題に對しましては、世界戦争が起らないというならば、これは起り得ないという仮定のもとに立つたならば、この自衛隊の創設において、あのつまらぬ、先ほど伺ひましたやうない／＼武器、戦車なんかに私は乗つてみたのであります。あんな戦車で今後あの原子力戦争に対処できぬことはもう

火を見るよりも明らかであります。原子力戦争といふもなまじり、何もビキニで爆発したやうな大爆発だけが考えられるのでありません。今後は小さな原子弾といふものが落ちて来る。そうしてそれがうんと落ちて来れば、まんべんなくやられるのです。しかしその被害の範囲はさう大きくはないが、数が多い、こういうやうな原子兵器がきつ々あるかのごとくに聞かれてゐるのであります。こういう時代に、私はもしも人類が理性を回復しないならば、場合によつては、このような戦争も起らないとは仮定できないと思ひます。ですから、今大臣からお話のありましたように、戦争が起らないという前提のもとに私どもが現在のアジアの状況などを見ると、日本自体の民族解放運動ならば、これは起る可能性が起りました。しかもこれは植民地解放の意味をもつて起つてゐる。であります。これを國際間の紛争と見るのは私は間違ひだと思ひます。そういううな現状において、この自衛隊のちやうな武器をもつてそとに對抗しようなどという事を考へるといふことが、いかにもどうも時代遅れである。ことにアメリカのごときは、今やあの装備を完全に切りかへつてあります。大體工業などにいたしましては、アメリカはいつも自分の國で使わなくなつてから日本に売りつけて来る。あとばかり追つて歩いてゐるのは日本でありまして。かつて満洲、中国の動乱に對して日本からいふゆる村田銃あるいはまた三八式の銃などを送つた。あゝいう歴史のあとを見ましても、大體現在はそのに類してゐるのではないかと思ふ。

そんなもので一体アメリカの言うことを聞いて、ここにこのような軍備をやりまして、はたして何の役に立つだろうかということ、私は技術屋として非常に疑いを持つておるものであります。長官の御見解を承りたい。

○木村国務大臣 不幸にして私は意見を異にしております。アメリカからもらい受ける武器はいかにもちやちなもののように仰せになりましたが、われわれはそうは考えておりません。もつとも現在アメリカから借り受けております武器の中には、お説の通りわれわれはなほ不満なものがあります。漸次これは改善しております。従いまして、今度MSA協定によつてもらい受けます武器につきましては、十分に役に立つものが手に入るかと考えております。これによりまして一応われわれといたしましては、外部からの不当侵略に対して対処できるものと考えておるのであります。

○松前委員 私は今の長官のお話とは大分考え方が違つておりました。大体朝鮮戦線で不要になつたものがこちらに來ておるのではないかと、これは邪推ではないのかと思つております。そういうものをありがたくちようだいして三洋九洋して、日本の防衛ができるか、私はできないと思つて、直接侵略があると仮定してもそれはできないと思つて、その直接侵略たるや、今後の歴史においては起り得ない、こういうふうな考え方のもとに立ちまして、ことにこの原子力時代に對処して、世界の大戦が起らないとするならば、私はこぜり合ひの戦争は起らぬ、こういうふうな見方のもとに、しかもこのちやちやな武器をもつて

は、もし直接侵略があつた場合、大戦になつた場合においてはとうてい対処し得ない、こういうふうには私は考えるのであります。そこで生産力の問題を先ほど申し上げましたけれども、もしこれが直接侵略に對処し得るというならば、このくらの程度の武器ならば日本でもできるものであります。つくればできる。できない点も多少あります。得意な点も得意でない点も多少あります。それはできる点もできない点もあつて、すなわち他國にその生産力を求めて、はたして自衛という目的が達せられるのであるかどうか、この点につきましては、先ほど御答弁はありましたが、私としてはまことに不満足であります。大東亞戦争のときに、アメリカの鉄鋼の生産力は大体一億トンでありました。日本の製鋼能力は當時は二百五十万トンでありました。四十分の一の勢力をもつてしては勝てないといふことは初めからわかつておりました。にもかかわらず勇敢なる方々は三八式の銃をかついで戦争におもむいたのであります。そうしてあのような敗戦を見たのであります。私もこのことにはつらい武裝を、しかもアメリカのセコハン武裝をいたしまして、しかも第三次大戦は予定できない、起らないであらうと確信するといふ長官の考え、これらを正しいとするならば、まったく無意味な武裝ではないかと私は考へるのであります。そこでもし侵略があつたと仮定いたしました、一体自國に生産力を持たないで防衛ができるかどうか、いろいろ言ひ訳もありましようが、この問題について所見をお伺いしたいと思つて

○木村国務大臣 日本がアメリカ駐留軍といわゆるダイヤモンドをして防衛しておることが、すなわち大きな戦争を防止するゆゑんであらうと私は考へております。アメリカ駐留軍が引揚げ、日本に保安隊なりまた將來できる自衛隊なりといふものがない場合においては、どうなるかと考へてみると、むしろ私はこれが第三次戦争を誘発することになりはしないか、こう考へておられます。そこで今申し上げます通り、日本の防衛体制をしっかりと整えて行くこと自体が大きな戦争を引き起さず、これであらうと私は考へておられます。こうして日本自体で日本の防衛をするといふことは、私はもう繰返して申し上げましたように、現段階においてはできません。生産力も、財政面からいつてもできないのであります。従いましてアメリカと互に協力して日本の国防体制を整えて行くといふことであります。この間においてわれわれは、國民互いに手をとつて日本の経済力の復興を目ざして、そうして徐々に日本自体において生産力を回復して、日本の自衛隊なりが持ち得る武裝をまかなうといふことにならなければいかぬと考へております。もちろん今仰せになりましたように、一刻も早く日本でつくつた武器をもつて日本の防衛をするといふことにならなければいかぬのは、これは當然である。しかし現段階においてはさうに参らぬといふことは、御承知の通りであります。

○松前委員 ただいまのお言葉を拝承いたしますと、アメリカの駐留軍が日本に滞在しない限り、駐屯しない限り、世界の平和は確保できない、アジアの平和は確保できない、こういうふうな受取ることができるのであります。まことに日本人としては遺憾千万なお言葉であると思つておられます。このような植民地的な、いわゆるアメリカに占領されたような形の方が平和のためによろしいという論理は、われわれ日本人としてはとりたくないものであります。この点について大臣の御意見を承りたい。

○木村国務大臣 私はそうは考へておりません。アメリカと日本と手をとつて、日本の防衛体制を整えて行くことは、決して日本がアメリカの植民地となるわけじやありません。日本の自主的考へからアメリカと手を握つて日本の防衛体制を整えて行く、しこうしてその間において日本が國力を回復してできるだけ早く日本自体において体制を整えて行きたいといふことを私は申したのであります。

○松前委員 アメリカの援助を得て、アメリカの武器を使うであらうところのわが國の自衛隊は、アメリカの武器の秘密を知つてゐる。従つてそれを漏洩いたしましたときはいさゝかな罰則がある、こういうことであります。しかれば現在のところアメリカの秘密武器を日本に供与いたしましたり、貸与いたしましたりしますものがございますか、伺いたいと思つております。

○増原政府委員 現在受けております武器は、いわゆる保安隊におきましては、まだ正式な協定ができませんで、事實上米軍の武器を使用するといふような形をとつておりますものと、もう一つは國会の御承認を得ました船舶貸借協定によつてPF十八隻とLSS五十隻を借りておるのであります。ただいま御審議を願つております防

衛秘密保護法は、いわゆるMSA協定によつてこれから貸与される――まだ貸与されておられません、MSA協定によつてもらうものと、船舶貸借協定によつて借りておるものとのうちで、秘密のものを保護するといふのであります。そうして現在事實上使つておる形でやつております保安隊の武器には、まだ正式の間合せをいたす段階に至つておりませんが、非公式に話合ひをいたしましたところでは、秘密区分のあるものはございせん。船舶貸借協定によりますものは、PFのリーダーその他通信機械の若干について秘密区分のあるものがあるといふことに相なつておるのであります。

○辻(政)委員 現在保安隊の持つておる兵器の中に、アメリカのいわゆる秘密兵器はないといふような御答弁でしたが、火炎放射器はどうですか。これは確かに秘密兵器であり、われわれにも参観させないはずであります。それでもないと言われましか。

○増原政府委員 先ほど申したように、正式な交換はMSA協定成立後行つてもございせんが、非公式の話合ひでは、秘密の区分のあるものは保安隊の方に手渡してない、手渡ししておるものについては秘密区分はない、さう向うで申しております。

○辻(政)委員 私は実は見せていただきましたので、火炎放射器の性能を。そうしたら、これはアメリカ側が言つておるから見せられない、秘密であつて見せられないといふのが、富士のすそ野の演習場における私に対する答弁でありました。どうですか、その点は。

○増原政府委員 向うから借りており

ますものについては秘密区分のものはないという、一応非公式な口頭の話し合いということがあります。これはこの法律が施行になりますまでに明確な確めをするつもりがあります。今仰せになりましたことは、もう少しよく事情を取調べましてお答え申し上げたいと思います。

○辻(政)委員 これは私が視察に行つたときに確かに拒まれたのです。ですからまさか間違いないやなからう。保安隊の人が意地悪くて拒んだか、それではなければ確実にこれはアメリカの兵器だから見せてくれるなというような……。実はあの性能にちよつと疑問があつたのです。それで実はつづんで見たかつたのですが断られた経験があるから、そこもう一べん調べてもらいたい。

○松前委員 秘密の問題であります。アメリカの秘密と称するものを関係者に打明けて、それ以外の者に漏らすというところは違反である、こういうようなものであるとするならば、これら秘密の内容については、ただいま辻委員のお話のように国会議員にさえも見せることができないとすれば、アメリカの規格とアメリカの生産力と、これに将来永遠にこれらの武器は依存しなければならぬということに私はならざるを得ないと思う。先ほど木村長官はわが国で早くつくりたい、私もあんなつまらぬものをうんとつくつてみたつて大したことはないと思うのでありますが、とにかく日本をつくつたいとおつしやる。しかし私はそのようなことであるならば、少し上等な武器は日本では絶対につくつてはならないというようになると思うの

であります。この秘密の問題を通じてアメリカにおいて生産しなければこの品物はできないのだという結論に到達する必然性を持つておると私は見るのでありますが、いかがでございますか。

○木村国務大臣 御承知の通り、MS A協定においては技術援助があるものであります。アメリカで新しく秘密兵器をつくつて日本にそれに対するいろいろな指導もできるわけでありまして。われわれはできる限りにおいて新しい兵器の秘密区分について、アメリカの指導並びに技術援助を得て、日本においてより以上将来発達を遂げて行きたい、こう考えております。

○松前委員 MS A協定の中には規格の統一と、アメリカの規格によらなければならぬという条文があつたと記憶しております。私が申し上げておる問題に関連することであり、非常に重要な問題であると思うのであります。そうならば、どうしてもアメリカに、永遠に生産を依存しなければならぬ、こういうことに相なるはずであります。この点につきまして、アメリカの生産力に依存するわが国の自衛隊が、もし何かの直接危害に働くか仮定いたしますならば、その場合においては、当然アメリカの言いなりほうだいにならなければならぬ、いわゆるアメリカの軍隊の前線部隊にすぎない、たまよけにすぎないといううな結論になると思うのであります。長官の御見解を承りたい。

○木村国務大臣 私は、さように考えておりません。将来日本においてもアメリカより以上に兵器の進歩が望み得ると考えております。松前さんのよ

うなりつばな技術者もいられるし、私の知つておる技術者にも、相当りつばな人がおります。決してアメリカに負けない技術者がおります。これは、従来日本があまりにけちで研究費も出さなかつたが、設備その他の点について十分働かせることになりますればりつばなものができる、こう私は確信しております。

○辻(政)委員 今の松前委員の、いわゆる自主的な、日本の科学技術を主体にした独自の兵器をつくれということに、私は非常に賛成するのであります。(松前委員「私はそう言わないですよ。」と呼ぶ。笑聲) こういう問題があるのです。イギリスの議会におきまして、アメリカが欧州軍の小銃の口径を統一しようといはした。弾薬の補充をアメリカの兵器協会においてしようとした。それに対して、イギリスが非常に反対したことがある。それはイギリスの兵器工業を締め出すものであり、アメリカの兵器業者のマーケットにするんだというので、国会の大問題になったことがあります。そういう意味において日本の防衛兵器は、日本人の体格と、日本の地形と、日本のすぐれた技術を生かして、みづから手をつくる体制を一日も早くおつくりになるように、アメリカの兵器の秘密を守ることに汲々として、日本で独自の防衛兵器を考案して、その秘密を守る法令というものを絶えず頭に置いてもらいたい、これだけつけ加えておきます。

○松前委員 何度も申し上げますが、この秘密の問題——生産力の問題を通じて、米國にこれらの補給を依存するといううな体制では、もしも自衛力を発動しなくちやならないようなケースが起つたと仮定して、しかも原子力戦争でなくて、長官のおつしやるような戦争が起つたと仮定して——私は起らないと思うが、起つたと仮定した場合においては何らの意味もなさな

いで、アメリカの言ううなになつて、結局全面的な第三次世界大戦になる可能性が十分あると思つております。その場合においては、原子力というものが物を言う。もし戦争がないというならば、直接侵略というものはそう強く解釈すべきものではないと私は考えるのであります。

次に、ビキニのうな灰の粉が降つて来て防衛をやる場合を想定してみます。このうなときにはほんとうの防衛というものはどこにあるか、自衛というものはどこにあるかという、これは国民生活の防衛にあるかと思ふ。あるいは稲の穂についてみたり、あるいはまた菜つばについてみたり、大根についてみたり、われわれの食糧資源に放射能を与えられたといはしますときには——今まぐるに放射能がうんとついで大騒動をいたしておりますが、あのような問題、あるいはまた水源地にこれが降つて来て水道の水が放射能を持つてくる——けさ新聞で見ても、私がこの間シベリアから灰が降つて来ておると言つたらみんなびつくりしておつたやうであります。もうすでに北海道では雪の中に放射能を見出してあります。このうな新しい時代がここに訪れてくる。私はこれを防ぐことがほんとうの自衛であると思ふのです。防衛の概念が昔の鉄砲やその他によつてばん／＼やつておつた時代とはかわつて来た。これは辻さんにも

実は一べん申し上げたいと思ふのでありますけれども、新しい原子力時代において私どもは自衛の概念を根本的に変えなければならぬ。いまさらこの案のうな明治末期時代程度のものをここに持つて来るかというの、一体どういうことであらうかというふうに考へるのであります。すなわちビキニの灰のうな、非常に薄いごみのうなものであります。それが降つたことによつて国民生活に脅威を与え、生命に脅威を与える、こういうことを防ぐのが私は今日の自衛の一番重要な問題であると思つております。何も直接大砲を撃つたり日本の上に降下したりしなくても、そういう現象は遠い海のかたから起し得ると思ふ。鉄砲を持つたり大砲を持つたりして日本に船に乗つてやつて来るといううなことは考えられない。こういうブリミディンな考え方では自衛の概念の基礎とするというところは非常に危険であると思ふのであります。これに対して保安庁長官の御意見を承りたい。

○木村国務大臣 ただいまのお話よくわかりました。つまり外部からビキニの灰のうなものを降らせて日本を困らせるうな場合、これに日本が対処する、これが自衛の方法であります。将来どういう科学の発達によつてわれわれが考へてゐる以上のものをもつて日本を侵すかも知れません。科学の進歩が著しいときに、さうなわれわれの目に見えぬところから攻撃して来るかも知れません。それに對して対処することは、やはり今仰せないのであります。しかしながら、現段階におきましては、まだわれわれは

さようなことを予想し得ない、たまたまビキニの灰のようなものがあつたわけでありますが、灰を降らせて日本をどうする、それに対してどう防ぎ、これらのことは考えてよいと思ひますが、それ以上の点については、まだ考えは進んでおりません。ただわれ／＼といひましては、それと同時に、従来のような外部からの不当な武力攻撃のこともまた考えて行かなければならぬ。そこで従来最も普通に行われたような外部からの不当な攻撃に対して、日本の安全を期するために、防衛体制を整えて行くことが必要であると考えているのであります。

○松前委員 非常に抽象的な御答弁でありまして、私の考えとは大分隔たつております。要するに問題は、直接侵略は朝鮮の問題は南北のいわゆる民族解放という目標に向つて進んでおる戦争であつて、それを中共とアメリカとが押し進めた。インドシナは植民地解放と民族解放の二つでなつていふところの戦争であります。こういうイデオロギイで同じ民族内においてやられておるものであります。直接侵略は私は起り得ない、もしそれが起つた場合には、アメリカの援助等によりまして、日本との共同作戦で戦おうとするならば原子力戦になる、原子力戦は起らないとおつしやるから、それならば戦争は起らぬ、すなわち直接侵略の問題に対しては考える必要はないではないか、そうしてわれ／＼はむしろ国内における間接侵略の問題についてここに準備をしておけばよろしいではないか、こういうような考え方を持つものであります。

国内における秩序の問題、すなわち間接侵略の問題についてお伺ひしたいと思ひますが、この間接侵略に対しては多少の準備をするということに對して、私も否定はしないのであります。けれども、問題の中心は、いわゆる国民生活の不安定の中に間接侵略は起り得るものであります。そしてソ連が今までとつて来た世界政策の中で最も注意しなければならぬ問題は、アジアにおける民族解放の動きの中にその鉄のカーテンを進ませしめたということが一つであると思ひます。第二の歴史的段階は、第二次世界大戦を経過したとして、新しい段階に入つておると思はれるのであります。それは何であるかというところ、平和政勢という言葉を代表されておる、いわゆるアメリカが朝鮮やあるいはその他の地域に對して、世界戦争に発展するかもしれないという予想のもとに準備をしておつたところのアメリカの経済を、いわゆる軍需工業にすべて動員したとして、そうして全力をあげて軍需品の生産に當つておつたというところは御承知の通りであります。この軍需品の生産に對しては、ある程度、これが相當な生産力を持ち、相當な情性を持つて来たときに、土俵をわけてやりやうとくわせる、平和政勢をやることによつてアメリカの資本主義経済を混乱に陥れる、そうしてつづいて軍需品の行き場所をどこに求めたいかわからなくさせる、すなわちアメリカを不景気に陥れる、生産の転換をやらなくちやいかぬ、こういうようなことによつて新しい政勢が起つておると思ひます。であります。でありますから、直接侵略によつて鉄砲や

ちやちやなものでもつて日本をやつつけに來るといふようなローカルな現象は起り得ない、むしろもつと大きな全人類的な手をここに打つておると見なければならぬと思ひます。すなわちこのようなアメリカの経済の混乱に乘じまして、そうしてアメリカの資本主義経済の混乱を通じて、ここに日本などにその影響力が与えられて参りまして、その影響によつて日本のいわゆる間接侵略と申しまゐるか、日本の経済が不安定になり、それがちや／＼になりまして、その中に国民生活が混乱して、ここに暴力革命の温床が起る、こういう作戦がほんとうのソ連の現在考えておる手であると同時に、彼らとつて來たいいわゆる経済史観の中の最後の歴史の道をたどつておる道であると思ひます。であります。この意味におきましては、いわゆる間接侵略に對する多少の準備は必要ではありましようけれども、しかし根本問題は直接侵略の問題よりも、まずもつて国内経済、国民生活の安定、ここにまことの侵略への備えがある、このよきな考え方を持つておると思ひます。長官の御意見を承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 国民生活が窮迫になる、そこにいわゆる共産主義の政勢がエトが世界政策をどういう方向に持つて行つておるか、いわゆるアメリカを一度は軍需生産に切りかえさせて、そしてさらに平和政勢によつてこれを平時生産に切りかえさせ、その間に資本主義経済に混乱を生じさせる、これがわねいである、私も一面においてその議論には大いに賛意を表するのであります。

ります。しかしそれとても全面的にそれういふことになつて行くかどうか私は疑問があると思ひます。われわれといひましては、終始ソビエトなり、いかなる国を問わず、国際情勢といふものを十分把握してそれに対処して行かなければならぬと思ひます。す。ごもつともな次第は、日本の国民経済を潤沢ならしめる、これが間接侵略を防ぐ唯一の道じやないか、私はごもつともと考えております。どこまでも国民の生活をゆたかにして行かなければならぬ。しかしそれと同時に、またわれ／＼は不時の外部からの侵略に對しても十分の用意を持たなければならぬ。ここにわれ／＼として非常な苦しみがあるものであります。少くとも国民経済をゆたかにするやうな手段を講ずるとともに、それと相まつてやはり不時の外部からの侵略に對する一応の防衛体制は立てて行かななくちやいかぬ、私はこう考えておる次第であります。

○田中(秘)委員 関連して。今インドシナ戦争の話が出ましたが、インドシナ戦争は非常に深刻な段階に入つておる。しかもこのインドシナの極東における戦略的な重要性というものは、地圖を開けばすぐわかる。日本とアメリカとの戦争が起りました際にも、日本軍の仏印進駐というものがアメリカに大きな衝撃を与えたといふことは、当時の歴史からわかることである。す。インドシナ戦争の本質はただいま松前委員から申されたように、私はこれは革命的な民族運動の軍事的な様相を帯びたのだと思ひます。であります。ところがアメリカとして、どうい

う事情か、非常に深い関心を持つておる。そうしてフランスはもうたいがい手をおげようとしております。また何かホー・チミン軍との間で話合ひで解決するものならば早く解決したい、こういうふうな考えを持つておるようでありまして、アメリカは逆にむしろフランスにかつてインドシナ戦争に乗り出そうか、こういうふうな態度に見える。しかし今ただちに軍事的な介入をするという決意はまだ持つていないやうであります。当面イギリス、フランス、蒋介石、フィリピン、それにダウトナム、ラオス、カンボジア、そういうふうなものを誘つて、まず中華人民共和國に對して警告を発する。中華人民共和國がホー・チミン軍に對してどういふ種類の援助をどの程度やつておるかというところは、私は知らないし、私はその程度もアメリカが言うやうに、はたして非常に重大なものかどうかはわかりませんが、とにかくそういう援助が行われるにおいては、その結果はたいへんなことになるというやうな意味で警告を発しよう、こういうふうな計画があるやうであります。このことにつきては、まず外務省が官が見えておりますが、一体そういう情報は確かであるかどうか、お尋ねしたい。

○小淵政府委員 ただいま外務省でも在外公館からいろいろ電報を受けております。これについてはフランス、イギリスの方からその内容はいろいろものであるかというところをアメリカの方に照会しているという報道もありますし、英國といひましてはジュネーヴ会議の前においてこういう共同宣言と

いうようなものを行ふことがはたして有利であるかどうか、のつぎきならぬ立場に置かれるからそういうことはしない方がいいのじやないかという趣旨のことをイーデン外相が述べたようにも報ぜられております。またフランスの方は何らかの形で共同宣言が行われるというところは望ましいというような意向もあるようでございますが、現在のところ相互間にはつきりとした詳細にわたつた打合せはまだ行われておらないというのが現状のように私どもは把握をいたしております。

○田中(総)委員 共同宣言については今御答弁がありましたように、少しイギリスやフランスは気楽に薄という状態にある。ところが今私が申し上げました十箇国以外で、たとえば韓国あたりは呼びかけられもしないのに自分からひとつインドシナ戦争の方に出て行くかというふうな発言があつたようである。それからまたタイなんかイギリスの方で共同宣言に協力するなら同調しよう、こういうことを言つていふと新聞に書いてありますが、私はこの共同宣言はなか／＼簡単には行かぬと思う。そういう警告を發してでもそれによつて中華人民共和國が態度を改めるとは私は予想できない。そうなる場合はやはりこの警告からさらに軍事的な行動に発展する可能性が十分にあると思う。ところがその軍事的行動に行くことは別といたしまして、当面日本の外務省に對しまして共同宣言あるいは統一行動というふうなことにつきましてアメリカ政府から何らかの申入れがあつたかどうか。外務省に伺いたい。

○小瀧政府委員 将来のことは存じませんが、少くとも現在まで絶対にそういう申入れはありません。

○田中(総)委員 現在ではなくても今後そういう申入れがもしあつた場合には、一体外務省としてどういう態度をとるか。

○小瀧政府委員 田中さんからそういう質問を受けるのは私不思議に思うのですが、結局共同宣言というふうなものの中にそののだからと思ひます。

○田中(総)委員 内容はわかつていて、中華人民共和國を相手にインドシナ戦争に對する援助なりあるいは介入についてひとつ警告を發しよう。大よその内容は予想できる。そういうふうな内容の共同宣言を發するということについて日本が誘引された場合、その誘引に一体乗るかどうか。

○小瀧政府委員 私どもは現在のところそういう誘引を受けることはないといふように一応観測いたしております。しかし田中さんは内容はきまつていふとおつしやいましたけれども、先ほど披露いたしましたようにこの内容についていろいろアメリカだけの考へでは参りませんので、今後の相談の経緯をたどつてもどうなるかわからなはいはずでございます。その上でないとだちにこれに賛成するとか反對するとかいふことは申し上げにくいと思ひます。

○田中(総)委員 内容によつてとおつしやるがこのインドシナの戦争に關していかなる内容にせよ、日本が何かアメリカの誘引によつて同一行動なりあるいは共同宣言に参加するといふようなことが一体あり得るだろうか。私はこういうことは日本として非常に危険なことだと思ひます。内容に

よつては話に乗つてもいいのじやないかというふうな御答弁のように聞いたりありますが、私としては内容いかんにかかわらず絶対にそんなことにかかわつてはいかぬと思ひますが、一体外務次官は内容いかんによつては話に乗つていいというお考えであるか。

○小瀧政府委員 仏印におけるこうした動向が一日も早く終熄するようにということは、私どものひとしく望んでやまないところであります。従ひましてそうした終熄させるための軍事行動などというものを離れた、たとえば世界の輿論に呼びかけるものでありとすれば、それは必ずしも排撃すべきものでなからうと思ひます。

○田中(総)委員 関連質問ですから、最後に一言木村長官にお伺いします。この共同宣言は私は一種のおどかしだと思ひますが、これで中華人民共和國がひとつ込まなかつた場合、アメリカはあるいは軍事的な行動といふものを考へてゐるかもしれない。すでに航空機はどん／＼送つており、爆撃機、輸送機をどん／＼送つてゐる。そしてアメリカの上院の議員の中に、こういうことを続けていふとこれはたいへんなことになる、海空軍を送つてその結果中国の方をいきり立たせて、結局は地上軍まで送らなければならぬやうになる。こういうことをアメリカの上院議員の何とかいふ人が言つてゐるのですが、こういうことになり

ました場合に、共同宣言に参加した国は必然に軍事行動においても共同動作をとらなければならぬやうになる。そういう場合に、今度日本の自衛隊ができてひとつその手を少し借りたいといふやうな話が――これはないと思ひ

ますけれども、万一起つた場合は、木村長官は一体どういふ態度をとるつもりであるか、これは取越し苦労といへば取越し苦労であります。私どもはともM S A再軍備の必然的な結果はやはり海外派兵といふ事態も起り得るというところは、わが党としてあらゆる機会に論じてゐるのであります。國民に実は訴えてゐるところであります。が、そういう場合に日本の自衛隊はいかなる事由があるうとも、いかなる場合に際しても、絶対にインドシナ戦争には送らないといふことをひとつこゝで御確認願ひたいと思ひますが、いかがでありますか。

○木村國務大臣 まさかアメリカ初めどこの国からも將來日本の自衛隊をインドシナへまで派遣してくれとは言つて来ないと思ひます。万々一かやうなことを言つて来たといつたしましては、われ／＼はかようなものに應ずることはできません。

○松前委員 私ども実はその問題を田中君に横取りされたやうなかつたやうであります。とにかく長官のお言葉でけつこうであります。もし出動されるやうなことになるれば、これは自衛隊でなく他衛隊になるのでありますから、それはあり得ないと思ひますから、これは確認されまして非常にけつこうであります。ただここに申し上げて参りました論旨は、大体において日本の工業力といふものはアメリカに比しては共産陣営に比しては非常に乏しいものであると思ひます。ドイツを半分にあけまして大体工業力を半分に分割してあります。それは何も工業施設だけでなくして、その頭腦も入ると思ひのであります。こういう工業力を自分

の陣営に入れるということが非常に両陣営における重大なる問題であると私は思ふ。ドイツは半分でありますから日本をどうしてとるかといふことが問題であると思ひます。いかにして日本の工業力を自國に協力せしめるかといふことになる、直接侵略をしてその辺から飛行機やあるいは爆弾などを持つて来てほん／＼やりましたら工業力を破壊するのではありません。せつかくある工業力も、自分の陣営に入れても結局役に立たないものになつてしまふ。そういうばかんなことは両方ともなか／＼いたしません。これはやはりそつくりとしたい。そつくりとするのはどうしても国内の政治的矛盾あるいは経済的矛盾の中にここに暴力革命の温床をつくり、そこから誘発するところの爆発によつて、みづからの革命によつてこれを自分の手に納めるといふのが、ソ連の考へておる考へ方であらうと思ひます。こういうやうな考へ方をいたしますときに、外から攻めて来れば必ず日本の工業力はやつつけられてしまつて破壊されるといふのでありますから、工業力がほしい――日本の国土のやうな産物の少い、いわゆる鉱物の少いやうなところをつつてみて大して役に立ちません。ほしいのは工業力でありますので、破壊しないといふのはどうするか。もし侵略といふものが何らかの形で起るといふならば、私はこのやうな形をとつて来ると思ふ。昔からの、明治時代の軍人さんたちが考へておつたやうに、何かその辺を元寇のやうに船でもつて来て、軍艦や大砲でもつてどん／＼やつて来る、飛行機で援護してやつて来るというよ

うな形を想定しての直接侵略への準備であるというならば、まことにこの自衛隊の存在は無意味なものであると私は思うのであります。こういう意味におきまして、この問題に對しまして保安庁長官は、特に日本の工業力を中心とした今後に於ける直接侵略あるいは間接侵略の姿について、どのような御見解をお持ちであるか伺いたい。

○木村國務大臣 今お話になりましたような、いわゆる間接侵略によつて日本の工業力を手に入れよう、そういうことを考へておられるかもしれません。一面の大きな考へ方であらうと私は思ふ。しかし一面において私はまた外部からの武力によつて日本のある場所を侵して、それを基礎にして日本の工業力を手に入れようとする動きも予想されるわけでありまして、われ／＼は両方相まつて双方のために防衛しなければならぬと思ひます。

○松前委員 私は最後に申し上げます。先ほど長官は原子力の全面戦争になる場合について、原子力戦争は起り得ない、言いかえると全面戦争も起らない、こういうような御想定でありまして、それは私もそのように希望し、また信じておるものであります。世界は少くとも平和に向う、いやでもおうでも平和に向う、長い間人類が戦争はしない／＼、平和々々といふ口に唱へながら、この自衛隊の中に平和というものが必ず書いてある、戦争しようという目的の自衛隊の中に書いてある。そのように平和を唱へながら、その裏には必ずやいばをといふ戦争の準備をして来て、そして必ず戦争が来た。これは私は人類の悲劇であつ

たと思うのです。それがよくやく原子力というものができて初めて、自分人だけを殺して、相手国だけをやつつけて自分の国だけはやつつけられないで生きておろうというところが戦争の目的であるとしても、それはできないのであります。必ずこれは人類の全滅になるというところは、もうすでにビキニの洗礼を受けてここに明らかになつて参つておるのであります。こういう点から見まして、戦争というものはなかなかそう簡単には起らぬと同時に、大體起らぬだろう、平和の方向に向うだろうと双方考へておるし、しかもアメリカが日本を援助する形、共同作戦のものにおける自衛隊のあり方というものは全面戦争を意味するのであります。意味するのであるならば、なかなかこの戦争というものは起りがたいものであるというところを長官は是認なすつたのであらうと私は思ふのであります。それと同時に、ただいまの国民生活の問題にいたしまして、あるいは日本の工業力の問題を中心として考へてみましても、あるいはまたインド支那の戦争が植民地解放運動であり、解放の戦争である、あるいはまた共産主義の解放運動であり、同じ民族の中に起つてゐるものであると解釈される。朝鮮もまた同じである。こういうふう

に考へますときに、そういう小せり合ひの起るところは大体において同じ民族の中において起る。日本におきましても日本の工業を中心として起る。こういう世界情勢の中にあつてわれ／＼が想定し得るものは、工業力を無事に傷つけないで自分の陣営に入れるためのいわゆる革命への道であると私も信ずるのであります。どうしてもや

はり、何らか外から起るような気がするの、私は明治、せい／＼大正までの遺物の考へ方であつて、現代におけるこの新しい歴史の姿を正しく是認した考へ方ではないかと思ふのであります。私はここで質問を終るにあたりまして、保安長官以下政府の皆さんの考へ方を、新しい現代に立ち歸つて、ちよんまげとは申しませんが、とにかくいゝ「道は六百年」時代の考へ方を一応洗い去りまして、新しい現代の認識の上に立つて、もう一べん考へ直していただきたいということを希望いたします。

○木村國務大臣 私も最後にお答へいたしておきたいと思ひます。私はこの日本の防衛力を強化する第三次戦争の勃発を防止する手段になる、こう考へております。すなわち今お話のように、ソビエトにしても日本の工業力というものを非常に重視してゐる。これを手に入れるということ考へてゐるというところはともな次第であります。そこでわれ／＼といたしましては、アメリカと今手を握つて日本の防衛をしつかりしておく、これがソビエトその他の日本に野心を持つてゐる國の進出を防ぐゆゑである。これなればかえつて逆に日本がえじきとなつて、その結果世界第三次戦争のきつかけになりはしないかとわれ／＼は考へてゐる。日本の防衛を全からしめることにおいて、さうな大きな戦争を防ぎ得る一つの手段となり得るものであらう、この意味からしてわれ／＼は日本の防衛をしつかりやらなければいかぬ、こう考へてゐるのであります。

○松前委員 もう一回、私はどうも遺憾ながら長官と意見の一致をいたしません。私は日本の防衛がアメリカの生産力にぶら下り、アメリカのへその緒が切れたら生命がすでに断たれるといふような行き方における防衛力を幾らふやしても何にもならないといふのが一つの考へ方でありまして、もう一つは、ただいま申し上げた世界情勢の考へ方でありまして、こういう二点から考へまして、この防衛庁を中心とするものもろの現在の政府の努力は、私は歴史的には批判されるときが必ず来るというところを確信いたしてゐるものであります。この点をもう一べんお考へ直していただきたいということをお願いしておきます。

○中村（高）委員 ちよつと関連して。その生産力の問題でありますけれども、今当分の間はおそらくアメリカに頼つて、アメリカに兵器をつくつてもらつて、それを日本は貸与かあるいは贈与を受けてやつて行こうという方針のように聞えるのであります。将来は日本の兵器産業を増強して、そうして自給自足し得るような態勢をとうとういうことが一つのねらいだ、こういうふうな長官の考へ方のようにあります。しかしわれ／＼はいかに日本の工業力を発展をさせてみましても限度がある。たとえば原子兵器とかあるいは水爆のような、ああいうものがさう簡単に、日本で工業力を増進してもできるとは考へられないのであります。しかしまた一面において、日本は今後日本の経済を樹立するためには、どうしても平和産業を發展させて、さうして日本の製品を海外に輸出して外貨を獲得するといふ、いわゆる正常な形で行こうといふような行き方に対して、もしも日本の自衛隊の持ち得る

兵器を全部日本の工業力でやつて行くことにしなければ、国内の平和産業といふものはその兵器産業のために非常な圧迫を受けるというところもわれ／＼は考へなければならぬのであります。あの大戦争のときにおきまして、日本はあれだけ全力をあげて軍需産業に突入した、それでも及ばなかつたのであります。もしもさういふような状態になつて来れば、再び日本の平和産業方面に對して大きな圧迫を加えて来ると思ふのであります。さういふ場合が生じて、もしもでも日本の兵器産業といふものをどんどん増強させて行かなければならぬのか。それともそこまでは考へておられないのであつて、依然としてアメリカの兵器産業といふようなものにぶら下りながら行くのか。その辺のところは、これは日本の将来の平和産業といふものにも関連をして来ますので、日本の軍需産業といふものをどういふ形に伸ばして行こうとするのか。たとえば戦争中、民間の平和産業をどん／＼つぶして軍需産業にして行つた、至るところの平和産業は、町工場に至るまで軍需工場にしてしまつたといふようなことがあつたのであります。こんなことをしたならば、日本の産業は、正常な貿易の發展といふものは阻害されると思ふのであります。今の長官の説明から行くと、将来はどん／＼日本の兵器産業といふものを發展させて行くように見えるのであります。どうなところまで調整をして行こうといふのであります。これは一保安大臣としてでなく、日本の内閣の大きな意味においてひとつ考へてもらいたいと思ふのであります。

○木村國務大臣 お答えいたします。

私は将来においても、日本が一国だけですべてのことをやて行くというのでは無理だろうと思ひます。いわゆる防衛にいたしましても、集團保障のものを必ずわれ／＼は考えなくちゃならぬ。将来においては、國連参加のことも考えなくちゃならぬ。一国だけで日本の防衛態勢を全部整えるという事は、私は無理だろうと考えております。自由諸國家群がお互いに手を合つて助け合つて行くというところに初めて世界の防衛体制が整ひ、これがひいては世界の平和をもたらすゆゑであると考えております。しかし日本といつても、日本の國情、ことに經濟力の許す範囲内において、やはり体制を整えて行かなければならぬ。今中村君の仰せになりましたように、日本の平和産業を破壊してまでやるべきものじやないと考えております。われわれといつても、平和産業と相マツチして、徐々に日本防衛体制を整えて行きたい。それがいかなる程度に及ぶかということについては、なかなか問題があるので、われ／＼は慎重に考慮しなければならぬと考えております。

○大久保委員 一点お尋ねいたしますが、先ほどの秘密保護問題とも關係がありますが、以前の海軍工廠でありましたか、航空工廠でありましたか、あるいは砲兵工廠でありましたか、昔の施設で現在残つておりました、中には機械その他の施設が使えるものもございますが、こういうものについて将来何かお考えがありますかどうか、この点お尋ねいたします。

○木村國務大臣 ただいまのところ

は、砲兵工廠を政府の手に収めてこれを活用するという事は考えておりません。現在各工廠が大体みな払い下けておりまして、民間においてこれを使つておるのであります。われ／＼は将来におきましても民間の産業を助長するという考えをもちまして、兵器生産にいたしましても、政府みずからの手で行わずに、なるだけ民間においてこれを行いたい、こう考えております。

○大久保委員 先ほど日本側における秘密保護をやて行くというような御答弁もありましたが、なか／＼むずかしい問題と思ひます。民間の工場を使つて日本の新しい兵器類の造成をして行くか、あるいは若干ある程度のもは自分でもつて造成をして行くか、その辺はかなり微妙な問題があると思ひますが、その点はどうな御方針をお持ちでございますか。

○木村國務大臣 われ／＼の方で技術研究所というのがありますが、これで根本理論を十分研究させて、試作なんかもそこでやります。そこで御承知の通り、一つの兵器にいたしましても、部分品が非常にたくさんある。各工場においてもそれ／＼特長があります。その特長を生かして、それを総合的に技術研究所において／＼研究して行きたい、こう考えております。

○下川委員長代理 これにて散会いたします。次会は明日午後一時より開会いたします。

午後四時七分散会

昭和二十九年四月十三日印刷

昭和二十九年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局